

日進市における子育て支援施策について

～子ども・子育て支援新制度、小学生の放課後の居場所づくり
を中心に～

担当課：子育て支援課、こども課

子ども・子育て支援新制度による本市の教育・保育環境等について

子ども・子育て支援新制度とは

- 平成24年8月に、日本のこども・子育てをめぐる様々な問題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。
- この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の「教育・保育」、「地域の子育て支援」の量の拡充や、質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートし、子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援が始まりました。
- これにより、保育園等の利用を希望する保護者には市町村や施設から、保育の必要量に応じた認定証が交付され、施設を利用することになります。

【参考：子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK】



認定について

施設などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定(2号・3号認定)に当たっては、以下の2点が考慮されます。

1 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当する必要があります。
(■は新たに追加された事由)

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(就職準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

2 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- a 「保育標準時間」認定 ▶ 最長11時間(フルタイム就労を想定した利用時間)
- b 「保育短時間」認定 ▶ 最長8時間(パートタイム就労を想定した利用時間)

* 保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。

あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？

スタート

お子さんの年齢は？

3～5歳

「保育を必要とする事由」に該当しますか？
▶05ページ参照

いいえ

1号認定
(教育標準時間認定)

幼稚園^{*2}

0～2歳

「保育を必要とする事由」に該当しますか？
▶06ページ参照

はい

3号認定
(保育認定)

保育所

はい

2号認定
(保育認定)

認定こども園

いいえ

認定の必要はありません^{*1}

認定こども園

地域型保育

*1 必要に応じて、一時預かりなどの実務が利用できます。▶09～10ページ参照

*2 新学期に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

●共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合は？ ▶ 共働きでも幼稚園での教育を希望される場合は、1号認定を受けることとなります。

●保育標準時間認定の場合、利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、必ず11時間利用できるの？ ▶ 保護者の就労状況等に依りて必要な範囲となります。(最長11時間)

- また、幼児期の「教育・保育」量の拡充については、従来の幼稚園・保育園に加え、両方の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及や3歳未満児の保育を増やすため、小規模保育事業等の「地域型保育」が新設され、待機児童の解消を目指しているところであります。

保育園 (0～5歳)	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
幼稚園 (3～5歳)	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
認定こども園 (0～5歳)	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
地域型保育 (0～2歳)	保育園(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業

【保育園、認定こども園等の利用について】

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がはじまり、就学前の子ども教育・保育を保障するため、「給付制度」、「支給認定制度」が導入されました。保育園、認定こども園等を利用する場合、市が利用者の費用の一部を給付費として負担するため、利用を希望する方は、保育の必要性について「支給認定」を受ける必要があります。認定は基本的に3年間有効ですが、満3歳を迎えた時に2号認定に切り替わります。また、就労時間や事由に変更があった場合は、変更申請が必要です。

※1. 支給認定区分

認定区分	1号認定 教育標準時間 認定	2号認定 満3歳以上・ 保育認定	3号認定 満3歳未満・ 保育認定
内容	満3歳以上で、 保育を必要とせず、 幼稚園等で教育を希望される 場合	満3歳以上で、 保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする場合	満3歳未満で、 保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする場合
利用時間 区分	教育標準時間	保育標準時間 保育短時間	保育標準時間 保育短時間
利用できる 施設・事業	幼稚園 認定こども園	保育園 認定こども園	保育園 認定こども園 地域型保育事業

保育認定基準

具体的な保護者の保育認定(2号、3号)事由

- ・月60時間以上就労していること
- ・産前産後
- ・疾病・障害…
- ・疾病もしくは負傷している状態にあること
- ・介護・災害復旧・就学(職業訓練校等を含む)

- ・求職活動
- ・その他
育児休業取得中の継続利用(3歳以上児のみ。
育児休業取得時に既に保育を利用している子が
いて継続利用が必要な場合)

日進市における保育園、認定こども園等の現状等

- 市内には、公立保育園が10園、私立保育園が3園、認定こども園が2園、小規模保育施設が3園の合計18園開園しており、保護者の就労などで保育を必要とする児童を保育しております。

(H28.11月現在)

定員数	2,040名
入所児童数	1,895名



- 幼稚園は市内に私立6園が開園しており、市内外の幼児が通園しております。その他に、市外の幼稚園31園にも市内在住の児童が通園しております。

(H28.11月現在)

入園児童数(市内)	1,294名
入園児童数(市外)	539名



日進市における主要な取組

【保育を必要とするこどもへの対応】

市内の保育ニーズに対応するために公立・私立保育園と、特に希望の多い3歳未満児を対象とした小規模保育施設を開園させました。

- ・あかいけ屋下保育園(平成26年4月開園)
- ・米野木台西保育園(平成27年4月開園、指定管理者制度による運営)
- ・小規模保育施設3園(平成28年4月開園)
- ・日進めばえ保育園への認可保育所補助事業(平成29年4月開園予定)

【障害のあるこどもへの対応】

- 日進市障害者福祉センターが開園し、施設内にある子ども発達支援センターすくすく園で早期療育、発達相談、保育所等訪問支援事業等を実施しています。(平成24年4月～)
- 親子通園事業を実施し、発達の気になる児童とその保護者に対し、より早期に療育的支援のできる居場所を提供し、児童の発達を支援しています。(平成27年4月～)

日進市における子育て支援拠点について

市内には3ヶ所の子育て支援拠点があり、子育て中の親子が気軽に出かけることができる施設です。子育てに関する相談に気軽に応じる他、子育て情報の発信や紹介などを行っています。

(1) にっしん子育て総合支援センター

開館中は、就学前の子どもと保護者が自由に遊べます。また、保育士等の支援者が常時いるため、いつでも気軽に子育ての話をする事ができます。

H27利用者数	26,534人
---------	---------

(2) 日東子育て支援センター

未就園児を対象とした教室では、親子遊びや子育て相談ができます(予約制)。また、月2回の子育て広場では、園庭開放や絵本の読み聞かせなどを行っています。

	実施回数	延べ参加組数
親子教室等(H27)	168回	3,697組

(3) 名古屋学芸大学子どもケアセンター

子育て講座や親子遊びなどを実施しています(ホームページからの事前申込みが必要)。また、子どもの心理相談室では、発達上の心配や育児に対する不安などを専門の心理スタッフがサポートします。

	実施回数	延べ参加組数
親子教室等(H27)	75回	1,088組

今後の方向性

- 日進市子ども・子育て支援事業計画に基づき、平成31年度までに小規模保育施設2園を公募により開園していきます。
- また、赤池地区にオープンするショッピングセンター内に民間の認可保育園を誘致できる予定ですが、平成29年度中に子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、今後も引き続き、本市の保育ニーズに対応していきます。

小学生の放課後の居場所づくりについて

日進市における放課後児童対策について

- 本市における放課後児童対策は、①放課後子ども教室、②放課後児童クラブの2つに分かれます。
- 放課後子ども教室は、小学校施設を利用し、安全な居場所を確保し、様々な体験、交流活動などの学びの場を提供する事業です。
一方、放課後児童クラブは、保護者の就労などにより留守家庭となる小学生を支援する事業であり、公設児童クラブ（2ヶ所）と民間児童クラブ（6事業者、15ヶ所）があります。
- 民間児童クラブに対しては、開催日数や在籍児童数等により補助金を交付しています。

今後の方向性について

- 国の定める「放課後子ども総合プラン」では、放課後子ども教室の実施する体験型プログラムに、放課後児童クラブの子どもが参加できるよう、一体型で実施することが求められています。
- 本市におきましては、平成29年度から放課後子ども教室を全校実施する予定のため、あわせて平成29年度から一体型で実施することとします。
また、民間児童クラブについては、引き続き運営の補助及び開設に向けた働きかけを行います。